

転入・転居に伴う手続き一覧

項目	手続きできる方	手続き時期	必要なもの	手続き場所・問合せ先	備考	
全員必要な手続き	転入・転居届	引越した本人、または同一世帯になる方	引越して14日以内 (事前手続きはできません)	<ul style="list-style-type: none"> ・転出証明書（市内転居は不要） ・届出人の本人確認書類（備考参照） ・外国からの転入の方はパスポート、戸籍謄本及び戸籍附票 ・外国籍の方は在留カード又は特別永住者証明書 ・マイナンバーカード（所有者のみ） ・住民基本台帳カード（所有者のみ） 	市民課住民記録担当 (市役所1階3番) 049-271-1111 (142)	《本人確認書類》 ・顔写真付きで官公庁発行の有効期限内の運転免許証やマイナンバーカードなど ・ない場合は、健康保険証、年金手帳や預金通帳など2点。
市民課で転入・転居届を提出した後に必要な手続き	国民健康保険	国民健康保険に加入している(したい)方	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証(転居時) ・限度額適用・標準負担額減額、限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病受給者証 	保険年金課国民健康保険担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (172)	
	後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上の方 ・65歳以上の方で一定の障害が有り、広域連合により認定を受けた方 	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> ・前住所地の保険証または写し(県内) ・後期高齢者医療負担区分等証明書(県外) ・限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 	保険年金課高齢者医療担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (175)	
	年金の住所変更(年金に加入している方)	国民年金に加入している方(第1号被保険者)	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	—	保険年金課国民年金担当 (市役所1階5番) 049-271-1111 (173)	
		厚生年金・共済組合に加入している方(第2号被保険者)	速やかに	—	本人の勤務先にお問い合わせください	
		第2号被保険者に扶養されている配偶者の方(第3号被保険者)	転入(居)届出後14日以内	—	配偶者の勤務先にお問い合わせください	
	年金の住所変更(年金を受給している方)	国民年金・厚生年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は、住所変更届出が原則不要です。		川越年金事務所 049-242-2657	登録状況は年金事務所にて確認できます。
		共済年金を受給している方	速やかに	—	年金を受給している共済組合にお問い合わせください	
	児童手当	中学3年生までの児童を養育している方	転入(居)届出後すぐ ただし出生後15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・申請者の健康保険証(3歳未満の児童を養育している場合のみ) ・申請者名義の預金通帳 ・マイナンバーカード(所有者のみ) 	こども支援課子育て支援担当 (市役所1階6番) 049-271-1111 (154)	
こども医療費	中学3年生までの児童を養育している方	転入(居)届出後すぐ ただし出生後15日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健康保険証 ・受給者名義の預金通帳 	同上		
介護保険	<ul style="list-style-type: none"> ・65歳以上の方 ・介護認定を受けている方 	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	・介護保険受給資格証明書	介護保険課介護保険担当 (市役所1階8番) 049-271-1111 (192)		
子どもに関する手続き	小学校・中学校の転校	小学1年から中学3年生の児童生徒の保護者	転入(居)届出後すぐ(ご案内します)	<ul style="list-style-type: none"> ・在学証明書 ・教科用図書給与明細書 ・異動連絡票(市民課でお渡します) 	学校教育課学務担当 (市役所5階) 271-1111 (525)	
	ひとり親家庭等医療費助成	母(父)子家庭の方(18歳に達する年度末までの児童を養育している方)	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・健康保険証 ・申請者の預金通帳 ・マイナンバーカード(所有者のみ) 	こども支援課子育て支援担当 (市役所1階14番) 271-1111 (154)	所得制限あり 子に一定の障害がある場合は20歳未満まで
	児童扶養手当	母(父)子家庭の方(18歳に達する年度末までの児童を養育している方)	転入(居)届出後すぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当証書(手当を受給している方のみ) ・申請者の預金通帳 ・マイナンバーカード(所有者のみ) ・離婚等で転入した場合は、その他提出書類あり(戸籍謄本、年金手帳等) 	こども支援課子育て支援担当 (市役所1階14番) 271-1111 (154)	所得制限あり 子に一定の障害がある場合は20歳未満まで
	乳幼児の予防接種	乳幼児のお子さんを持つ方	転入(居)届出後すぐ	・母子健康手帳	感染症対策課 049-227-9522	接種が済んでいない予防接種の予診票をお渡しします。
	特別児童扶養手当 特別障害者手当 障害児福祉手当	手当を受けている方	住所変更後14日以内	<ul style="list-style-type: none"> ・特別児童扶養手当受給者証 ・受給資格者の通帳、キャッシュカード ・マイナンバーがわかるもの 	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111 (115)	
高齢者関連	つるバス・つるワゴン特別乗車証	70歳以上の方	転入(居)届出後すぐ	・本人の住所、氏名、生年月日が確認できる書類	健康長寿課高齢者福祉担当 (市役所2階) 049-271-1111 (207)	
妊婦関連	妊婦健康診査助成券	妊婦の方またはその家族	転入届出後すぐ	・母子健康手帳 ・前住所地の助成券	保健センター 049-271-2745	本市の助成券をお渡します。
	新生児聴覚検査助成券	妊婦の方またはその家族	転入届出後すぐ	・母子健康手帳 ・前住所地の助成券(交付されている場合のみ)	保健センター 049-271-2745	本市の助成券をお渡します。
	産婦健康診査助成券	妊婦の方またはその家族	転入届出後すぐ	・母子健康手帳 ・前住所地の助成券(交付されている場合のみ)	保健センター 049-271-2745	本市の助成券をお渡します。
	マタニティ・フリーパス(つるバス・つるワゴン特別乗車証)	妊婦の方またはその家族	転入届出後すぐ	・母子健康手帳	保健センター 049-271-2745	

【裏面へ続く】

※転入(居)届で住所が変わるのは住民登録だけです。各種の届出・申請は個々に行う必要があります。

【表面より続き】

転入・転居に伴う手続き一覧表

	項目	手続きできる方	手続き時期	必要なもの	手続き場所・問合せ先	備考
障害者に関する手続き	障害者手帳	障害者手帳を所有している方	転入(居)届出後すぐ	・障害者手帳 ・マイナンバーがわかるもの	障害者福祉課障害者福祉担当 (市役所1階11番) 049-271-1111(115)	サービスにより必要なものがあります。事前に問合せ下さい。
	自立支援医療(更生・育成・精神通院)	医療費の助成を受けている方	転入(居)届出後すぐ	・自立支援医療費受給者証(コピー不可) ・健康保険証(特定疾病受給者証 ※交付されている方) ・マイナンバーがわかるもの	同上	
	福祉サービスを受けている方	福祉サービスを受けている方	転入(居)届出後すぐ	・受給者証(コピー不可) ・マイナンバーがわかるもの	同上	
車に関する手続き	原付自転車等(125cc以下及び小型特殊自動車)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・旧住所地での廃車証明書(またはナンバープレートと標識交付証明書)	税務課市民税担当 (市役所1階2番) 049-271-1111(133)	
	軽二輪(125cc~250cc以下)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・軽自動車届出済証 ・住民票(写) ・自動車損害賠償責任保険証書 ・ナンバープレート(管轄が同じ場合は不要)	所沢自動車検査登録事務所(所沢市) 050-5540-2029	この他さらに必要な書類等を用意していただく場合がありますので、左記事務所に事前にお問合せください。
	自動二輪(251cc以上)	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・手数料納付書 ・自動車検査証・住民票(写) ・ナンバープレート(管轄が同じ場合は不要)	同上	同上
	自動車	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・申請書・手数料納付書 ・自動車検査証・住民票(写) ・自動車保管場所証明書	同上	同上
	軽四輪自動車	←を所有または使用している方	転入(居)届出後すぐ	・車検証・軽自動車税申告書 ・住民票(写)または印鑑証明書	軽自動車検査協会所沢支所(三方町) 050-3816-3111	同上
水道	水道	住所変更をした方	引越しをしたとき	・水道使用開始届 電話で申し込みできます。	坂戸・鶴ヶ島水道企業団 049-283-1951	
	犬の登録事項変更	生後91日以上を所有している方	転入(居)届出後30日以内	・従前住所地での鑑札	生活環境課環境推進担当 (市役所2階) 049-271-1111(213)	
	運転免許証	←を所有している方	転入(居)届出後すぐ	・氏名及び住所が確認できる書類 例:住民票(写)など	運転免許センター 048-543-2001 西入間警察署 049-284-0110	
	パスポート	←を所有している人で本籍の県または氏名が変わった方	引越し後で使用する前	・一般旅券発給申請書(記載事項変更) ・戸籍謄(抄)本 ・変更するパスポート ・本人確認書類	鶴ヶ島市役所若葉駅前出張所 パスポートコーナー 049-272-5622	
	ガス		ガス使用前	電話などで確認してください。	使用予定のガス会社 ※都市ガスは地域によって異なります。	
	電気		電気使用前	電話などで確認してください。	東京電力カスタマーセンター 0120-995-441	
	郵便	旧住所から郵便物を転送したい方	引越し後速やかに	・本人確認書類 ・旧住所が確認できる官公庁が発行した書類(住民票等)	日本郵便坂戸支店 0570-943-435 鶴ヶ島郵便局 285-9681 鶴ヶ丘郵便局 285-9000 下新田郵便局 285-6886	

この一覧表は、住所変更の際に必要な一般的な手続きを記載していますが、個々の状況により他に必要なこともありますので、参考としてください。